



入札のご案内

資格付一般競争入札

令和4年度立木第1回

令和4年4月26日（火） 施行

開始 10時00分 締切 10時05分

〒 324-0022 栃木県大田原市宇田川1787-15
塩那森林管理署
TEL 0287(28)3125 FAX 0287(28)3531

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし
手続が適正になされた森林の立木です。

公 売 公 告

令和4年3月25日

分任契約担当官

塩那森林管理署長 里見 昌記

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧の上、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得に従い入札してください。

記

1 入札及び開札の日時

令和4年4月26日（火）

入札10時00分開始 10時05分締切

開札 入札締切後即時

入札参加者は開始時間までに入札場所へ集合すること。

2 入札及び開札の場所

塩那森林管理署2階会議室

3 郵便入札

郵送による入札も可能です。この場合、封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒に「立木公売入札書在中」と朱書、内封筒に売払番号を記入の上、書留又は配達証明でお送りください。

なお、入札書の日付は、令和4年4月26日としてください。

(1) 送付場所 〒324-0022

栃木県大田原市宇田川1787-15 塩那森林管理署

(2) 到着期限 令和4年4月26日（金） 10時00分必着

※期限以後に到着したものは、無効とします。

4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

- ウ 伐採種（皆伐）
- エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分
- オ 搬出期間
- カ 樹種・数量・収穫面積

（２）物件ごとの特約事項、条件等については、別添「販売条件」を参照してください。

5 入札参加者の資格

令和２年度から令和６年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。ただし、次の者は参加することができません。

- （１）予算決算及び会計令第７０条に該当する者
- （２）予算決算及び会計令第７１条に該当する者
- （３）関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者

6 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の１００分の５に相当する違約金を徴収します。なお、この場合、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

（１）入札金額は消費税抜きの金額を記入してください。誤って消費税込みの金額を記入した場合でも入札は有効であり、入札金額の訂正及び入札の取消は認めませんので注意願います。

（２）入札書に記載された金額に消費税相当額として当該金額の１０％を加算した金額（１円未満の端数は切捨て）をもって落札金額及び契約代金額とします。

なお、特に契約書等で金額が明示されているものを除き、契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、消費税相当額が加算された契約代金額が対象となります。

9 入札における留意事項

- （１）代理人による入札参加
 - ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人に代わって代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1に例示)の提出が必要です。

また、同一の代理人に一年度を通じて当署の入札への参加を委任したい場合は、当該年度を有効とする「委任状」(別紙1-2に例示)を提出してください。

なお、この場合は次回以降の入札では委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)には、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名(代理人が参加する場合は加えて代理人の氏名)の記入が必要です。

(2) 無効の入札

次に該当する入札は無効とします。

ア 本競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一物件の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時において、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札が無効になることはありません。

10 契約締結の成立及び期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和4年5月10日(火)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

1.2 代金の延納

- (1) 1物件の契約代金額が150万円以上の場合は、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより代金の延納を認めます。（年利0.64%）

延納利息代金額の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金額＝（契約代金額×延納日数×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納日数は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部の納入又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡しは、買受人立会による引渡しをしないことについて同意する場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づく「みなし引渡」を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあった時、又は代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなしますので、金融機関の発行する領収書等の写しを塩那森林管理署長へ必ず提出してから搬出してください。
- (3) 引渡しを受けたときは、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を塩那森林管理署長に提出してください。

1.4 規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書（案）

ア 販売物件明細書：塩那森林管理署又は塩那森林管理署ホームページで閲覧してください。

イ 契約書（案）：塩那森林管理署で閲覧してください。

塩那森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/enna/index.html>

- (2) 規程等

下記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、塩那森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせください。

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1-1及び2：委任状、別紙2：入札書）

1.5 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを記載します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明としてください。

1.6 お問い合わせ

不明の点については、下記までお問い合わせください。

〈問合せ先〉

塩那森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号：0287-28-3125 FAX番号：0287-28-3531

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されています。第三者から不当な働きかけを受けた場合には、この規程に基づきその事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、関東森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状 (例)

分任契約担当官
塩那森林管理署長 殿

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 入札件名
- 3 委任事項 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出してください。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を塩那森林管理署に提出している代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

委 任 状 (例)

分任契約担当官
塩那森林管理署長 殿

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 委任事項 入札に関する一切の件
見積もりに関する事項

.....

- 2 委任期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知の上、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

塩那森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

1 金額は、円単位とし、アラビア数字で明瞭に記入すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

販 売 条 件

1. 立木代金は、国の発行する納入告知書により納入してください。
2. 今回の物件は北富士山作業道新設に係る工事支障木となっておりますので、以下の事項に留意して入札に参加するようお願いいたします。
 - ① 搬出期間は1ヶ月間です。
 - ② 区域内の立木は、すべて伐採、搬出してください。棄権は認めません。
3. 末木枝状、残材等については、沢や土場、境界標の上に落としたり、野積み放置をしないでください。
また、搬出路については、水切りを行い、泥水等が沢や公道等に直接流入しないようにしてください。土場については、事業終了後に整正してください。
4. 伐採及び搬出の際は、「官民境界標識」を毀損、亡失させないように作業してください。万一、境界標の毀損等が発生した場合は、買受人の負担で復元してください。
5. 林産物や林業機械の運搬用に想定している車両が現地まで実際に走行可能かどうか運搬区間を確認した上で入札してください。
また、搬出に町道、農道等を使用する場合は、毀損などが生じないように敷鉄板等による保護など対策を講じ、万一、毀損等があった場合は、買受人の負担で復元してください。
6. 施錠のある国有林林道を使用する際は、事故防止のため、通行する都度必ず施錠をしてください。
また、事業終了後は森林官等に路面整正等の要否について確認を求め、指示があった場合にはそれに従ってください。
7. 土場、搬出路等に民有地を使用する場合は、買受人が直接交渉を行ってください。
8. 事業着手前に「立木販売箇所の作業計画届」を所轄森林事務所へ提出してください。
また、契約区域外の国有林利用がある場合は「国有林野無料利用申請書兼請書」を所轄森林事務所へ提出してください。
なお、事業終了時に管轄森林官等と現地の確認を行ってください。
9. 買受人は、労働安全衛生及び山林火災防止等に十分留意して作業を行ってください。
万一、労働災害等が発生した場合は、管轄森林官又は塩那森林管理署へ連絡してください。
また、狩猟期間及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時は、「作業中につき発砲禁止」などと表示した看板等を作業箇所の入口等の認識しやすい箇所に設置してください。
- 10 搬出路（森林作業道）については、別紙「特記仕様書」に従って作設してください。
11. 以上のほか、塩那森林管理署職員が提示した事項についても必ず遵守してください。

特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山に段切して基盤をつくった上で、概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作成しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

- 2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

資格付一般競争入札

令和4年度 立木 第1回

令和4年4月26日（火）施行

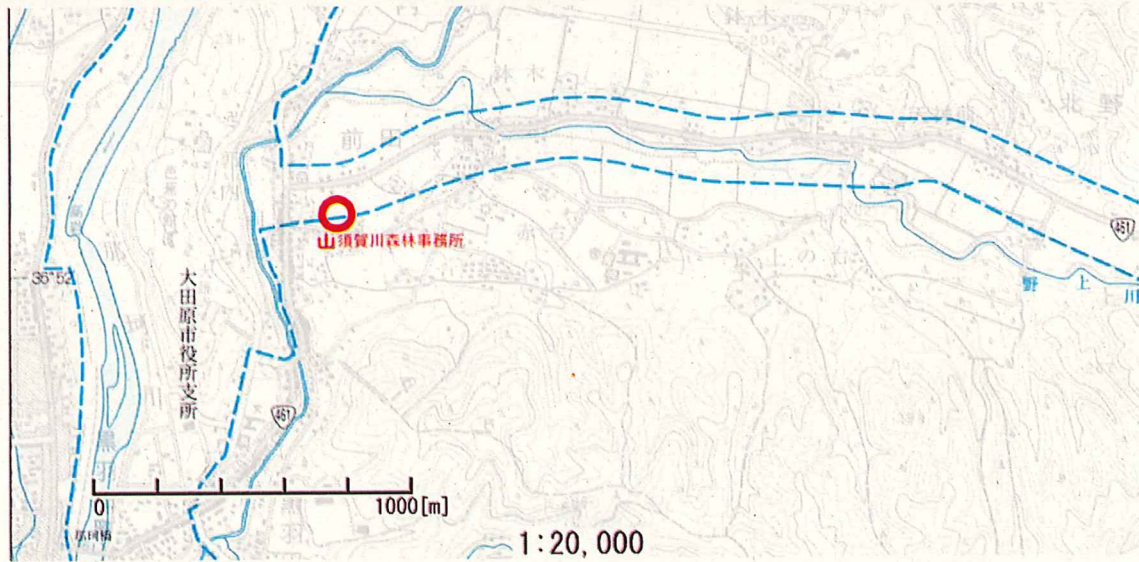
販売物件明細書

塩那森林管理署

立木販売物件現地案内について

当該物件は再公告のため公売前の現地案内は行いません。個別での案内は可能ですので希望される場合は、所轄の須賀川森林事務所まで連絡をお願いします。

森林事務所所在	連絡先
大田原市前田112 須賀川森林事務所	森林官 町田貴弘 ☎0287-54-2077



立木公売物件明細書

売払番号 第 1-1 号

1. 物件所在地 栃木県大田原市南方字田中国有林28す1林小班
 2. 面積 0.53 ha
 3. 伐採種 間伐
 4. 林齢 61 年生
 5. 搬出期間 1 ヶ月

樹種	区分	本数	材積(m ³)	径級別内訳
スギ	一般用材	169	137.67	樹種別直径等明細書のとおり
ヒノキ	"	135	79.54	"
一般材N計		304	217.21	
一般材L計				
一般材計		304	217.21	
N	パルプ用材	94	49.81	樹種別直径等明細書のとおり
L	"	3	0.83	"
パルプ材計		97	50.64	
計		401	267.85	
メ モ				
入札枚数	順位	氏名	金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

販売物件明細書

売払番号	物件所在地	面積 (h a)	搬出期限
1-1	栃木県大田原市南方字田中国有林28す1林小班	0.53	1ヶ月

スギ 生立木					ヒノキ 生立木					その他 生立木										
区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	
一般用材	20	17	5	1.35	一般用材	18	16	4	0.84											
	22	18	7	2.38		20	17	7	1.89											
	24	18	13	5.20		22	18	15	5.10											
	26	19	17	8.33		24	18	20	8.00											
	28	19	20	11.00		26	19	11	5.39											
	30	20	8	5.28		28	19	22	12.32											
	32	20	22	16.28		30	20	21	14.07											
	34	20	17	13.94		32	20	12	9.24											
	36	20	14	12.74		34	20	11	9.35											
	38	20	19	19.00		36	21	8	8.00											
	40	22	8	9.68		38	21	1	1.09											
	42	23	7	9.73		42	22	2	2.76											
	44	25	7	11.48		44	22	1	1.49											
	46	24	1	1.71																
	48	25	1	1.92																
52	25	2	4.44																	
60	28	1	3.21																	
小計			169	137.67	小計			135	79.54	小計			0	0.00	小計			0	0.00	
パルプ用材	16~46		26	17.11	パルプ用材	10~36		68	32.70	パルプ用材	22~28		3	0.83	パルプ用材					
樹種計			195	154.78	樹種計			203	112.24	樹種計			3	0.83	樹種計			0	0.00	
															総本数	401 本				
															総材積	267.85 m ³				
															林齢	61 年生				
															伐採方法	間伐				
															その他	工事支障木				

立木公売物件明細書

売払番号 第 1-2 号

1. 物件所在地 栃木県大田原市南方字田中国有林28す2林小班
 2. 面積 0.05 ha
 3. 伐採種 間伐
 4. 林齢 76 年生
 5. 搬出期間 1 ヶ月

樹種	区分	本数	材積(m ³)	径級別内訳
一般材N計				
一般材L計				
一般材計				
L	パルプ用材	95	25.83	樹種別直径等明細書のとおり
パルプ材計		95	25.83	
計		95	25.83	
メモ				
入札枚数	順位	氏名	金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

販売物件明細書

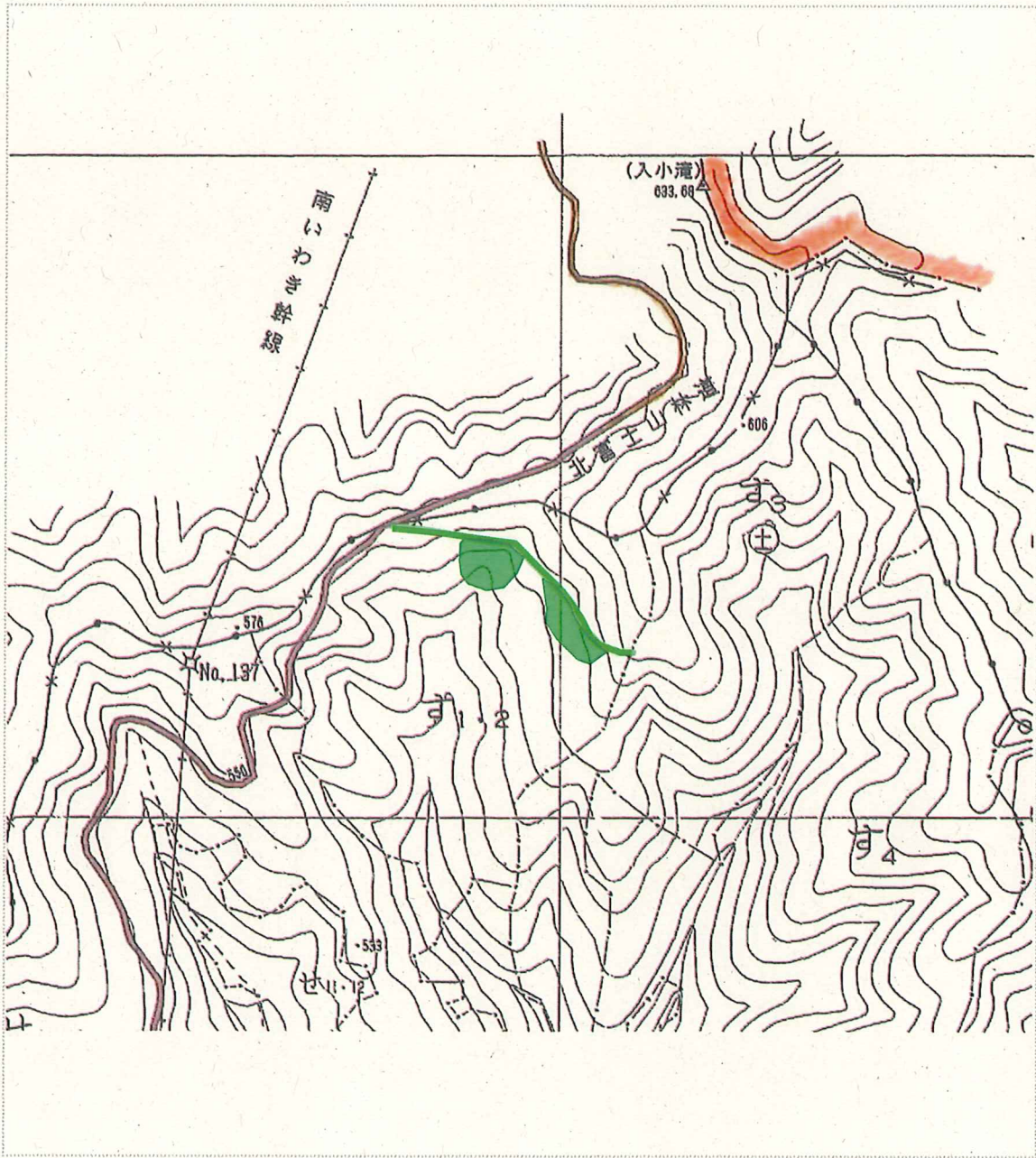
売払番号	物件所在地				面積 (h a)	搬出期限														
2-2	栃木県大田原市南方字田中国有林28す2林小班				0.05	1ヶ月														
その他L生立木																				
区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	
小計			0	0.00	小計					小計					小計					
パルプ用材	12~50		95	25.83	パルプ用材					パルプ用材					パルプ用材					
樹種計			95	25.83	樹種計					樹種計					樹種計					
										総本数 95 本 総材積 25.83 m ³ 林齢 76 年生 伐採方法 間伐 その他 工事支障木										

売払番号	立木物件所在地	面積(ha)	伐採種
1-1 1-2	栃木県大田原市南方字田中国有林28す1・28す2林小班	0.53(す1) 0.05(す2)	間伐



凡 例	
販売区域	

売払 番号	売払箇所位置図	面積(ha)	伐採種
1-1 1-2	栃木県大田原市南方字田中国有林28す1・す2林小班	0.53(す1) 0.05(す2)	間伐



N
4

凡 例	
販売区域	
林道	
民有地	